

グリーン定期貯金 300 規定

1. 預入資格

この貯金は、国民年金・厚生年金または各種共済年金（以下、あわせて「公的年金」という）の受取を当組合で既に開始している顧客、または当組合で新たに開始する顧客、もしくは公的年金の受取指定を当組合へ変更する顧客ならびに制度上公的年金受給資格を持たない65才以上の在日外国人に限り預入れます。

2. 取扱店舗

この貯金の預入および支払は、1人1店舗に限ります。なお、年金受給者は、公的年金の受取を指定している店舗のみの取扱いとします。

3. 預入限度額

預入資格のある顧客1人につき、300万円を限度とします。

4. 受入貯金種類および貯金名義

この貯金は、期間1年のスーパー定期で受け入れます。なお、定期貯金の名義は本人名義に限ります。

5. 少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用

この貯金は、少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。

6. 適用利率

- (1) 前1. の公的年金をこの貯金の預入期間を通じて当組合で受け取る場合および制度上公的年金受給資格を持たない65才以上の在日外国人については、当組合所定の利率を約定利率とします。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合は、その利息（以下「期限前解約利息」という）は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算し、この貯金とともに支払います。

① 6ヶ月未満 解約日における普通貯金の利率

② 6ヶ月以上1年未満 6. (1) の約定利率×20%

7. 書替後の適用利率

この貯金を書替える場合（自動継続扱いで書替える場合を含む）、書替後の適用利率は、書替日当日のグリーン定期貯金300の利率とします。

8. 預入期間中に当組合で年金の受取が消滅した場合

- (1) 証書または通帳記載の利率にかかわらず、満期日まではグリーン定期貯金300の利率を適用しますが、満期日以後は期間1年のスーパー定期貯金の店頭表示利率を適用します。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合の期限前解約利息の計算に用いる約定利率は、証書または通帳記載の利率にかかわらず、預入日当日の期間1年のスーパー定期の利率とします。

9. 総合口座の担保とした場合

- (1) 自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。この場合、貸越利率は担保定期貯金の約定利率に 0.50%を上乗せした利率とします。
- (2) この貯金の預入期間に当組合で公的年金の受取がなされず前 8.(1)にもとづき満期日までは、グリーン定期貯金 300 の利率を適用し、満期日以後は期間 1 年のスーパー定期貯金の店頭表示利率を適用した場合は、この貯金を総合口座の担保としてなされた貸越の利率は変更するものとします。

10. その他

本規定に定めない事項については、別途お渡しする定期貯金規定集、総合口座規定集により取扱います。

以 上
(2024 年 4 月 1 日現在)